

目 次

条 例	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	2
2 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
3 新潟県市町村総合事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	12
4 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	13
5 新潟県市町村総合事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例	13
6 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例	14
7 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	16
8 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	17
9 新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例の一部を改正する条例	18
10 平成 31 年度開始の新潟県自治会館大規模改修事業に係る負担金に関する条例	19
規 則	
1 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	20

条 例

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

平成 31 年 2 月 15 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

- (1) 新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 2 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 3 号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 4 号)
- (5) 新潟県市町村総合事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 5 号)

- (6) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 6 号)
- (7) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 7 号)
- (8) 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 8 号)
- (9) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 9 号)
- (10) 平成 31 年度開始の新潟県自治会館大規模改修事業に係る負担金に関する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 10 号)

新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 16 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 2 条関係)

特別職嘱託報酬表

職務の級	1 級	2 級
号給	報酬月額	報酬月額
	円	円
1	319,200	362,900
2	321,400	365,500
3	323,700	367,900
4	325,900	370,500
5	328,100	372,400
6	330,100	374,900
7	332,300	377,200
8	334,500	379,700
9	336,400	382,100
10	338,600	384,800
11	340,600	387,400
12	342,800	390,100

13	344,600	392,500
14	346,600	394,800
15	348,600	397,000
16	350,600	399,400
17	352,300	401,200
18	354,300	403,200
19	356,100	405,100
20	358,000	406,900
21	359,900	408,800
22	361,800	410,600
23	363,800	412,400
24	365,700	414,300
25	367,700	416,100
26	369,600	417,600
27	371,600	419,100
28	373,600	420,700
29	375,100	422,300
30	376,900	423,600
31	378,700	424,900
32	380,300	426,100
33	382,100	427,300
34	383,500	428,600
35	385,000	429,900
36	386,600	431,100
37	388,000	432,300
38	389,200	433,100
39	390,400	433,900
40	391,500	434,700
41	392,600	435,300
42	393,800	436,000
43	395,000	436,700
44	396,100	437,400

45	396,800	438,200
46	397,500	439,000
47	398,200	439,400
48	398,900	440,100
49	399,500	440,600
50	400,100	441,000
51	400,600	441,400
52	401,000	441,800
53	401,400	442,200
54	401,700	442,600
55	402,000	443,000
56	402,300	443,300
57	402,600	443,600
58	402,900	444,000
59	403,200	444,300
60	403,500	444,600
61	403,800	444,900
62	404,100	
63	404,400	
64	404,700	
65	405,000	
66	405,300	
67	405,600	
68	405,900	
69	406,100	
70	406,400	
71	406,700	
72	407,000	
73	407,200	
74	407,500	
75	407,800	

76	408,000
77	408,200
78	408,500
79	408,800
80	409,000
81	409,200
82	409,500
83	409,800
84	410,000
85	410,200

備考 1級は事務局次長の職にある者に、
2級は事務局長の職にある者に適用する。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された特別職の嘱託に対する報酬（以下「報酬」という。）は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

新潟県市町村総合事務組合条例第2号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（宿日直手当）</p> <p>第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>（勤務時間が5時間未満の場合は、<u>2,200円</u>）を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務</p>	<p>（宿日直手当）</p> <p>第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円</u>を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務にあつては、その額は、<u>6,300円</u>とする。</p>

にあつては、その額は、6,600円とする。

2 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第26条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(再任用職員についての適用除外)

第27条 第11条、第12条及び第13条の規定は、再任用職員には適用しない。

2 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(再任用職員についての適用除外)

第27条 第11条から第13条までの規定は、再任用職員には適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
再任用職員以外の職員	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600

37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500

79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				

	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(級及び給料)	(級及び給料)
第5条 (略)	第5条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則に定めるもの)に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	6 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則に定めるもの)を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
7～10 (略)	7～10 (略)
(期末手当)	(期末手当)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の80</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 45 を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合には 100 分の 90、12 月に支給する場合には 100 分の 95 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 42.5、12 月に支給する場合には 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県市町村総合事務組合条例第3号

新潟県市町村総合事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の旅費に関する条例（平成16年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(特殊旅費の種類)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 日額旅費は、国内旅行のうち第22条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。</p> <p style="text-align: center;">(日当)</p> <p>第17条 日当の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要その他やむを得ない事情により規則で定める時刻以前に在勤庁又は住所若しくは居所を出発し、又は規則で定める時刻以後に在勤庁又は住所若しくは居所に帰着する日の日当の額は、<u>本文に定める額に、当該出発し、又は帰着した場合のそれぞれの場合ごとに、別表第1の定額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>2 在勤地から半径<u>100キロメートル以内</u>の区域で別表第2に規定する市町村に旅行する場合は、前項の規定にかかわらず、日当は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(食事料)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</p>	<p style="text-align: center;">(特殊旅費の種類)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 日額旅費は、国内旅行のうち第20条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。</p> <p style="text-align: center;">(日当)</p> <p>第17条 日当の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要その他やむを得ない事情により規則で定める時刻以前に在勤庁又は住所若しくは居所を出発し、又は規則で定める時刻以後に在勤庁又は住所若しくは居所に帰着する日の日当の額は、<u>当該出発し、又は帰着した場合のそれぞれの場合ごとに1,100円を加算した額とする。</u></p> <p>2 在勤地から半径<u>40キロメートル以内</u>の区域で別表第2に規定する市町村に旅行する場合は、前項の規定にかかわらず、日当は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(食事料)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船舶若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1（第16条—第19条関係）中

日当（1日につき）		を	日当（1日につき）		に改める。
県内	県外		県内	県外	
1,100円	2,200円		550円	1,100円	

別表第2（第17条関係）を次のように改める。

日当を支給しない市町村の区域

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村及び岩船郡関川村の区域（20団体）

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合条例第4号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 (略) 2 (略) 3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第5号

新潟県市町村総合事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を事務局内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第4条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第5条 任命権者は、第2条及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第6号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成16年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤続期間の計算)	(勤続期間の計算)
第14条 (略)	第14条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったとき（新潟県を定年により退職した者が引き続いて職員となったときを除く。）におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1)～(7) (略)

6～9 (略)

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

第23条 (略)

2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1)～(7) (略)

6～9 (略)

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

第23条 (略)

2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員

等となった場合（定年により退職した職員が引き続き新潟県の職員となった場合を除く。）において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3・4 (略)

等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第7号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2章 損害補償 (補償の免責及び求償権)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第25条 削除</p>	<p>第2章 損害補償及び福祉事業 (補償の免責及び求償権)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>(福祉事業)</u></p> <p>第25条 組合は、団員及びその遺族の福祉に關して必要な次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の団員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業</u></p> <p>(2) <u>団員の療養生活の援護、団員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の団員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業</u></p> <p>2 <u>組合は、団員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業及び団員がその所有する自動車又は原動機付自転車(団員の所有する自動車又は原動機付自転車に準ずるものとして管理者が定めるものを含む。以下この項において「自動車等」</u></p>

第3章 審査会

第26条 削除

第27条 (略)

という。)を消防団又は水防団の活動の円滑な遂行のために使用し、又は使用させたことにより当該自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給を行う。

第3章 認定委員会及び審査会 (認定委員会)

第26条 組合に公務災害補償等認定委員会(以下「認定委員会」という。)を置く。

2 管理者は、団員等の死亡、負傷又は疾病が公務等により生じたものであるかどうかの認定に当たり、中枢神経及び循環器疾患(脳卒中、急性心臓死等)等で高度の専門的判断を必要とするものについて諮問するものとする。

3 認定委員会は、管理者の諮問に応じて団員等の死亡、負傷又は疾病が公務等により生じたものであるかどうかの審査を行う。

4 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第27条 (略)

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた事由について適用し、この条例による改正前の新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の規定は、同日前に生じた事由について、なおその効力を有する。

新潟県市町村総合事務組合条例第8号

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない者として規則で定めるものには退職報償金を支給しない。</u></p> <p>第4条の2 非常勤消防団員が、<u>次の各号の一に該当する場合には、その期間は勤務年数に算入しない。</u></p> <p>(1) <u>一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。</u></p> <p>(2) <u>第2条第2項に該当する者として勤務したとき。</u></p>	<p style="text-align: center;">(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。</p> <p>第4条の2 非常勤消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第9号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例（平成16年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(退職報償負担金)</p> <p>第4条 消防団員の退職報償負担金は、政令第4条第3項の規定に基づく消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額とする。<u>この場合において、関係市町村等に新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年条例第27号)第2条第2項の規定に該当する者がある場合は、政令第4条第3項に規定</u></p>	<p style="text-align: center;">(退職報償負担金)</p> <p>第4条 消防団員の退職報償負担金は、政令第4条第3項の規定に基づく消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額とする。</p>

する当該関係市町村等の条例定員は、当該関係市町村等の団員定数から同条例第2条第2項の規定に該当する者の数を控除した数とする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第10号

平成31年度開始の新潟県自治会館大規模改修事業に係る負担金に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可。以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、規約別表第2の16の項に掲げる事務を共同処理する市町村（以下「組合市町村」という。）の負担金に関し、新潟県自治会館の改修に要する経費（以下「改修経費」という。）に充てる負担金（以下「自治会館改修負担金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この条例に定める負担金の対象とする事業は、公益財団法人新潟県市町村振興協会（以下「振興協会」という。）及び新潟市との協議に基づいて平成31年度から5か年の間に行う改修事業とする。

(自治会館改修負担金)

第2条 自治会館改修負担金については、管理者が総額を定め、組合市町村がこれを負担する。

2 組合市町村がそれぞれ負担する自治会館改修負担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。

(1) 均等割 自治会館改修負担金の総額に100分の50を乗じて得た額を組合市町村の数で除して得た額

(2) 人口割 自治会館改修負担金の総額に100分の50を乗じて得た額に平成27年国勢調査の結果によるそれぞれの組合市町村の人口の数を乗じて得た額を組合市町村の総人口の数で除して得た額

3 前項に定める自治会館改修負担金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

4 振興協会から改修経費に対する助成金の交付があった場合は、振興協会会員の組合市町村からの自治会館改修負担金とみなす。

5 自治会館改修負担金は、管理者が認めるときは、分割納入することができる。

(納入期限)

第3条 自治会館改修負担金は、管理者が指定する日までに納入するものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、自治会館改修負担金に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 31 年 2 月 15 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住 時 男

新潟県市町村総合事務組合規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 16 年規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第 20 条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第 26 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評点（確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>6 月に支給する場合には 100 分の 110 以上 100 分の 180 以下、12 月に支給する場合には 100 分の 115 以上 100 分の 190 以下</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>6 月に支給する場合には 100 分の 98.5 以上 100 分の 110 未満、12 月に支給する場合には 100 分の 103.5 以上 100 分の 115 以下</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第 20 条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第 26 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評点（確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100 分の 110 以上 100 分の 180 以下</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100 分の 98.5 以上 100 分の 110 未満</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近</p>

の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） 6月に支給する場合には100分の87、12月に支給する場合には100分の92

- (4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 6月に支給する場合には100分の87未満、12月に支給する場合には100分の92未満

2・3 (略)

第20条の2 再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。

- (1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の44.5以上、12月に支給する場合には100分の49.5以上
- (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） 6月に支給する場合には100分の41、12月に支給する場合には100分の46
- (3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 6月に支給する場合には100分の41未満、12月に支給する場合には100分の46未満

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） 100分の87

- (4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100分の87未満

2・3 (略)

第20条の2 再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。

- (1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の44.5以上
- (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） 100分の41
- (3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100分の41未満

2 (略)

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評点（確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の112.5以上100分の185以下</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の101以上100分の112.5未満</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） <u>100分の89.5</u></p> <p>(4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100分の89.5未満</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評点（確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>6月に支給する場合には100分の110以上100分の180以下、12月に支給する場合には100分の115以上100分の190以下</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>6月に支給する場合には100分の98.5以上100分の110未満、12月に支給する場合には100分の103.5以上100分の115以下</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） <u>6月に支給する場合には100分の87、12月に支給する場合には100分の92</u></p> <p>(4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>6月に支給する場合には100分の87未満、12月に支</u></p>

2・3 (略)

第20条の2 再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。

(1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の47以上

(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） 100分の43.5

(3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100分の43.5
未満

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

給する場合には100分の92未満

2・3 (略)

第20条の2 再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。

(1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の44.5
以上、12月に支給する場合には100分の49.5以上

(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） 6月に支給する場合には100分の41、12月に支給する場合には100分の46

(3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 6月に支給する場合には100分の41未満、12月に支給する場合には100分の46未満

2 (略)